



令和2年度 保育施設等入所申込 手続きの受付について



申込み 受付期間

令和元年 **12月2日** (月) ~ 令和元年 **12月19日** (木)

午前 **8時30分** ~ 午後 **5時15分**

※継続入所の方は、申込期限までに提出がない場合、保育継続の意思が無いと判断し、退所になる可能性があります。

※本庁 福祉課においては、15日(日)午前8時30分 ~ 正午も受付いたします。

※新規の方については上記、申込み受付期間以降も、窓口において随時受付いたします。

■ 申込み受付場所：肝付町役場 本庁 福祉課 肝付町役場 内之浦総合支所 町民生活課

【**ご注意**】保育所及び認定こども園（保育所部分）については、役場への申込みとなりますが、幼稚園と認定こども園（**幼稚園部分**）については、直接、当該施設（園）へお申込みください。

◎ 幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）の利用を希望される場合、詳しくは、各幼稚園等へお問い合わせください。

※預かり保育・一時預かり・認可外保育施設等を利用される方で無償化の対象になる方は、その現況届も必要になります。対象者には、それぞれお知らせいたします。

■ 入所の条件：

保護者の就労（内職も含む）や病気、病人の看護等の理由や母親が妊娠中、若しくは産後間もない場合など、日中に家庭内で十分に児童の保育ができない場合。

※認定こども園の幼稚園部分（1号認定）への入所希望の方のお申込は、上記条件の該当には関係ありません。

■ 必要なもの：

・印鑑（シャチハタ印不可）

・【**個人番号（マイナンバー）カード（顔写真付き）**】または【**個人番号がわかるもの（通知カード、個人番号記載の住民票）**と**本人確認用身分証明書（運転免許証等）**】

【**新規申込者**】☆ **支給認定申請書 兼 利用申込書及び関係書類**

【**継続入所者**】☆ **現況届 兼 施設利用申込書及び関係書類（2号・3号認定）**

（※関係書類とは、保護者の勤務証明書等、保育の必要性を証明する各種関係書類です。必要書類が揃っていない場合は、受付できませんので、提出前に確認をお願いいたします。）

※ 上記、必要書類は、役場窓口で受け取られるか、肝付町のホームページよりダウンロードしてください。

現在、町内の保育施設に入所中の方へは、施設を経由してお届けいたします。

肝付町外の保育施設に入所中の方へは、ご自宅へ直接郵送いたします。

■ お問い合わせ先：肝付町役場 福祉課 児童家庭係 ☎ 0994(65)8413